



さわりんが
いっぱい♪

関連記事16ページ
商品情報は、観光ポータルサイト
「みんなの西原町」でチェック!



ビーチサッカー日本代表が 国際親善試合 きらきらビーチに来る!

世界レベルのビーチサッカーを間近で体感できる絶好のチャンス!ぜひ、会場に足をお運びください。

- 大会名 ビーチサッカー日本代表 国際親善試合
- 試合日 4月15日(土)、16日(日)14時~
- 会場 西原きらきらビーチ
- 主催 (公財)日本サッカー協会(JFA)

※詳細は、沖縄県サッカー協会ホームページをご覧ください。
【お問い合わせ】 沖縄県サッカー協会 ☎996-4722

ロビーコンサートしませんか♪

町民交流センター(さわふじ未来ホール)では、ロビーコンサートの出演者を募集しています。歌や楽器演奏、ダンスなど、日頃の活動成果をロビーでちょこっと発表してみませんか。
参加には条件があります。詳しくは、生涯学習課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 教育部生涯学習課 ☎945-5036

地域でがんばる農家さん



たましろ まさみつ
玉城 正光(67歳) JAおきなわ西原支店園芸部会花卉部会員

◆耕作地 西原町字小那覇
◆栽培作物 大菊(おおぎく)
◆農業歴 20年
◆農業を始めたきっかけ 元々は妻が一人で菊を栽培し手伝っていた。退職後、本格的に一緒にやるようになった。
◆これまでを振り返って 始めた頃は出荷時に夜遅くまで作業に追われていたが、今は家族の協力もあってそういうこともなくなった。
◆町民のみなさまに向けて 一言! 彼岸やシーミーにはぜひ菊花のお供えを! 若い方にもぜひ花に興味を持ってもらえたらと思います。

給食バイキング

町内の各小学校の6年生に、卒業のお祝いとして西原町学校給食共同調理場からバイキング形式の給食が提供され、マンビカー(シイラ)やグラタンなど品数多くの料理を楽しみました。



西原町の情報を ココからゲット!



「町民の目線に立ち 町民本位の町政」を

3月3日の平成29年第1回西原町議会定例会で、上間明町長が述べた平成29年度施政方針は次のとおりです。

はじめに

本日、平成29年第1回西原町議会定例会が開催されるにあたり、町政運営の基本となる平成29年度予算案をはじめ、諸議案の説明に先立ち、町政運営にあたっての私の所信の一端を申し上げ、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、世界経済は、先進国における世界金融危機後の成長にバラつきはあるものの、先行きについては緩やかな回復が続くことが期待されます。しかし、中国をはじめとするアジア新興国等の経済の先行きの不安に加え、英国のEU離脱問題に伴う不透明感の高まりによる影響が懸念されます。また、本年1月に誕生したアメリカ合衆国新政権の今後の動向を注視する必要があります。

安全保障については、一昨年9月の関連法案の強行採決に加え、昨年11月には自衛隊の「駆けつけ警護」の新任務が閣議決定されました。内戦の続く南スーダンでの活動は、PKO参加5原則を遵守しているとは言えない状況下にある。

ります。

国内の経済面においては、アベノミクス第二ステージと位置付ける「日本再興戦略改訂2016」が昨年6月に発表されました。その中で「雇用情勢・企業収益は歴史的な高水準を実現したが、民間の動きはまだ力強さを欠いている」としており、その対策が急がれます。

沖縄県の情勢においては、昨年12月13日に米軍海兵隊MV22オスプレイが名護市安部^{あべ}の沿岸部に墜落し、これまで指摘されてきた危険性が現実となり、県民を恐怖に陥れましました。また、同月20日には、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設計画を巡って、国が沖縄県を訴えた裁判の上告審判決において、最高裁が県の上告を棄却したため県側の敗訴が確定しました。これを受け、国は、工事再開前の翁長県知事との協議に応じず、同月27日から名護市辺野古での埋め立て工事を再開しています。

このような沖縄県民の平和と安全な暮らしを求める声が届かない現実に対し、さらなる憤りを感じるころであります。

を聴取し、行政と町民が情報を共有することであり、広報活動の柱であります。広報活動の柱である「広報にしはら」は、町民に、より親しみの持てる広報紙をめざして紙面の充実を図ります。ホームページについては、今後とも正確かつ迅速な情報の提供を図り、メールマガジンやツイッター、フェイスブックなどの多様な情報発信ツールを活用し、町民の利便性の向上に努めます。

広聴活動については、各種審議会、委員会などへの町民公募制度の推進を通して町民参画の機会を拡充するとともに、各種団体との対話を積極的に推進します。さらにメールや町民アイデア箱、窓口相談員等によるきめ細かな広聴活動の推進に努めます。

平成29年度の地方財政は、急速な高齢化を背景とした社会保障関係経費がさらに増加し、少子化対策など新たな経費が必要となるなど、極めて厳しい状況にあります。町財政においても、歳入面では、地方交付税、国庫支出金、地方債に依存した構造になっており、自主財源の確保が最重要課題であります。

自主財源の大部分を占める

県政と町政の大きな関わりとしては、沖縄県が進める「マリンタウンMICEエリアまちづくりビジョン」の実現に向けて積極的に関わっていくことがあげられます。当該ビジョンと本町のまちづくりが有機的に結びつくよう鋭意取り組んでいきます。また、引き続き、東海岸地域サンライズ推進協議会と連携し、本町の夢のある新たなまちづくりを力強く推進してまいります。私は、昨年、3期目の当選を果たしましたが、改めてその責任の重さを痛感しており、今後とも初心を忘れることなく町民の負託に応えるため、「町民の目線に立ち 町民本位の町政」を基本理念に、

- 一、平和なくして町民福祉なし平和がすべての原点
- 一、町民が主体の「協働参画のまちづくり」の推進
- 一、町民の税金を大切に使う予算執行
- 一、職員との信頼関係の上に、職員が能力を十分に発揮できる風通しのよい職場づくり

を基本姿勢として、着実に確かな行政運営を確立してまいります。

今、時代は大きな変革の時

町税については、引き続き未申告者に対する申告勧奨や実地調査などを行うとともに、県税・国税との連携を強化し課税客体的確な把握に努めます。また、税の公正・公平性の観点から、悪質な滞納者に対しては、給与や預貯金、不動産等の差押を行い、それでも納付に至らない場合は、公売やタイヤロック、ミラーズロックなどの滞納整理をより一層強化することで、滞納繰越額の縮減に努めます。



タイヤロックの実施

納税者の利便性の向上と収納確保に努め、引き続き口座振替の推進及び町民税・固定資産税・軽自動車税のコンビ二収納を円滑に運用します。さらに、ふるさと納税を推進し、自主財源の確保に努めます。

歳出面では、義務的経費の

割合が恒常的に高く、弾力性に乏しい構造となっており、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれますが、歳出削減のための事務事業の総点検を実施し、効率的な財政運営に努めます。

2 「平和で人間性豊かなまちづくり」について

(1) 平和事業の推進

去る大戦では、10数万人の県民が犠牲になり、本町においても当時の住民の約半数近くの尊い命と多くの財産、そして貴重な文化遺産や自然を失い、未だに不発弾の処理や遺骨収集などを強いられています。このようなことから、平和の問題については、町政の最重要課題として位置づけ、あの忌まわしい沖繩戦の悲劇を忘れることなく、「命どう宝」を後世に語り継ぎ、平和な社会建設に努めていくことが何よりも優先されるべきものと考えています。今年度も引き続き6月を平和月間と定



平和音楽祭で鳩の風船とばし

また、基地問題は、今後さらに紆余曲折することが予想されますが、イデオロギーを乗り越え、県民(町民)の心をひとつにして、基地問題解決を求める主張を続けていきます。

(2) 地域活性化事業の推進

地域づくりを進めるには、町民が自主的に諸活動に参加し、信頼と連帯感に満ちたコミュニティの形成に努めるこ

め、平和音楽祭や平和講演会、町内戦跡講座、平和の語りべによる平和学習や戦争体験証言集「平和への証言」を活用した平和教育など、各種平和事業を推進し町民の平和意識の一層の高揚と恒久平和の実現をめざします。

とが最も大切であります。そこで、活力に満ちた明るく住み良い地域社会の形成に向けて、各自治会の自主的な地域自治活動を促進していきます。

(3) 男女共同参画社会の推進
真の男女共同参画社会の実現をめざした各種施策を推進するため「さわふじプラン」に基づき、男女がその性を互いに尊重し合い、協力して生活できるまちづくりをめざします。

(4) 学校教育の充実

教育の推進にあたっては、国・県の施策の動向を見据えながら、次代を担う幼児児童生徒の健やかな成長と本町の教育目標の達成をめざして、国際化・情報化時代のニーズに対応できるよう学習環境の整備に努めます。また、町教育施策並びに「西原町教育の日」の取り組みを推進します。学校教育においては、学習指導要領を踏まえた授業時数を確保し、県の「学力向上推進プロジェクト」の下に、主体的・対話的で深い学び(アクティブラーニング)の視点からの授業改善の取り組みを推進します。

児童生徒が自ら学び、自ら考え、主体的に行動するなど生きる力を育み、思いやり、協調性などの豊かな人間性を培う心の教育やキャリア教育、電子黒板等を活用した教育情報化支援の推進充実を図ります。

昨年度同様に今年度も、町内小中学校に学習支援員を派遣し児童生徒の学力向上に取り組めます。特別支援教育については、インクルーシブ教育の理念の下に、小中学校へ特別支援教育支援員を派遣し児童生徒への支援を行っており、引き続き支援の充実を図ります。



キャリア教育の充実

(5) 学校給食共同調理場の充実・強化

栄養に配慮した安全でおいしい給食を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進を図り、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うことが学校給食の目的であります。しかしながら、近年の食料費等の高騰により量や質の確保が厳しくなっております。引き続き質・量とも充実した学校給食を提供するため、平成29年度から小中学校の給食費の改定を予定しております。今後とも、衛生管理には細心の注意を払って、安全・安心な給食の提供に努めます。

(6) 生涯学習の振興

町民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習体制の確立が強く求められており、各種社会教育関係団体の育成支援をはじめ、文化・スポーツ活動などを含めた多様な学習活動推進施策を実施します。

図書館については、利用者のニーズに応えられるよう、最新資料をはじめ地域資料収集等に努めます。また、企画展や講座、講演会の充実を図り、文化交流の場となるよう努め町民の読書活動を推進します。

中央公民館においては、各種事業や講座などの拡充を図り、その成果を発表する機会をつくっていきます。さらに生涯学習活動の機会及び情報提供を町民へ積極的に提供します。

(7) スポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツ・レクリエーションは、心身の健全な発達に資するとともに、明るく、心豊かで、活力に満ち溢れた社会形成に役立つものです。町民



プロサッカーチームの歓迎セレモニー

のスポーツ・レクリエーションに対する関心の高まりや多様化に 대응するため、運動公園施設や学校施設を町民に広く開放し、健康づくりや交流の場としての活用を促進します。また、関係機関・団体と連携を図りながら、町民の健

体との連携に努めます。また、一括交付金を活用して整備した町民陸上競技場には、プロサッカーチーム等のキャンプ誘致を昨年度に引き続き取り組みます。

(8) 青少年健全育成の推進

社会構造が複雑・多様化していく中、青少年を取り巻く生活環境も著しく変化し、児童生徒の非行やサイバー犯罪の問題など厳しい状況下にあります。それらの問題解決に向けて今後とも、関係機関・団体と緊密な連携を図り、青少年の健全育成に努めます。また、町シルバード人材センターの「子ども見守り隊」との連携や「青色回転灯装備車輛」を活用しながら、登下校時などにおける幼児児童生徒の安全管理を強化します。

(9) 文化事業の推進

近年、町の文化振興施策や町文化協会などの幅広い芸術活動を通して、町民の新たな地域文化創造の気運が高まっています。今年度も、伝統文化や文化財保護思想の普及・啓発を図るため、諸事業を実施します。また、昨年度策定された「西原町歴史文化基本



しまくとうば成果発表会

構想)の具体的な保存活用計画策定に取り組みます。内閣御殿については、内閣御殿保存管理計画及び整備基本計画に基づいて年次的に整備を行います。また、地域と連携しながら内閣御殿の復元に向けての環境づくりに努めるとともに、内閣御殿をはじめとした町内の文化財を案内できるボランティアの育成に努めます。また、尚円王即位550年にあたる平成32年度に記念事業を開催するため、昨年度より立ち上げた検討委員会において引き続き事業内容の検討を行います。

(10) 町民交流センター利用の推進

町民交流センターでは、様々な舞台演出に対応できるよう、舞台音響や照明備品を購入し、さらなる施設の充実強化を図ってきました。また、引き続きホールプランナーを配置し、町民の文化・芸術活動の拠点となるよう、自主事業公演を展開します。

(11) 国際交流事業の推進

本県は、歴史的・地理的特性と国際性豊かな県民性を生かした国際交流拠点として、大きな期待が寄せられています。国際交流事業については、町海外移住者子弟研修生受入事業の見直しを行い、持続可能で発展的な国際交流事業となるよう検討します。

3 「安全な環境づくり」について

(1) 交通安全施設の整備と安全教育の推進

これまで住民の安全確保と交通事故の未然防止のため、「交通安全の町」「飲酒運転撲滅の町」を宣言し、交通安全意識の高揚に努めてきました。今後とも引き続き、交通安全施設の整備促進を図るとともに、交通安全教育についても、

に関する協定に基づき、さらなる教育活動の充実発展に取り組めます。

関係機関・団体と連携し交通安全指導や広報啓発活動などを実施します。



飲酒運転撲滅を目指す

地域の防災・防犯体制等の強化を図ります。

(3) 環境保全対策の推進

環境問題については、地球温暖化やオゾン層破壊などの地球規模の問題をはじめ、生活排水などによる河川の水質汚濁や増大する不法投棄、自動車の増加に伴う排気ガスによる大気汚染など、多種多様化しています。このような中で、廃棄物の発生抑制や資源としての再利用など、循環型社会の形成が求められています。

取り組みます。また、汚泥再生処理センターについても、し尿及び浄化槽汚泥の受け入れ処理を行い、町民の利便性向上に努めます。

不法投棄を未然に防ぐため、看板や監視カメラを設置するとともに、関係機関と連携し環境パトロールを実施します。また、循環型社会の取り組みとして緑のリサイクル事業を推進し、地球温暖化防止に向けた省資源・省エネルギー・新エネルギー等の推進に努めます。



道路河川清掃活動のようす

る条例に基づき、本町の都市計画や土地利用計画と調整を図るとともに、関係機関の協力の下に、地域環境と調和がとれるよう無秩序な開発防止に努めます。

(5) 下水道事業の充実

下水道汚水事業については、仲伊保処理分区、兼久第1処理分区などにおける面整備の拡大を図ります。普及啓発については、引き続き「9月10日の下水道の日」を中心とした全庁的な取り組みと、未接続世帯に対する個別訪問の強化や公共下水道接続促進補助金の交付により早期接続を促進します。また、下水道雨水事業については、西原西地区土地区画整理事業地区内における水路整備を進めます。

4 「健康と福祉」まちづくりの推進

(2) 消防・防災体制等の確立

消防・防災については、「災害はいつどこで発生してもおかしくない」という教訓を踏まえ、町民の生命や財産の保護を具体的かつ実践的に対応できるよう、東部消防組合及びその他関係機関、自主防災組織との連携を強化するとともに、今後も町民の防災意識の高揚に努めます。

今年度も、一般廃棄物処理基本計画に基づき、さらなるごみの減量化に努めます。あわせて資源を大切にす町民意識の高揚を図るため、資源ごみを集団回収する自治会等への報奨金の交付、家庭における生ごみの自己処理を推進する生ごみ処理機購入補助を引き続き行います。また、循環型社会の形成に向けて、マテリアルサイクル推進施設建設(ストックヤード)及び有機性廃棄物リサイクル推進施設(ごみ堆肥化)建設に向けて検討します。

さらに、町生活環境保全条例に基づき、生活環境の保全等に関する施策を推進します。また、産業廃棄物の中間処分場に関する諸問題については、計画段階から届出等を義務付け、事業実施後も適正に運営されているかを確認することで町民の健康を保護するとともに、良好で快適な生活環境の保全に努めます。

(4) 上水道事業の充実

上水道は、健康で文化的な日常生活を営むだけでなく、各種産業活動や都市機能を維持するためにも必要不可欠であり、その果たす役割は重要であります。安全で安心な水道水を安定的に供給するため、これまでも送配水施設の整備拡充と経営の安定化に努めてきましたが、今後も、災害拠点病院や広域避難所への供給ルートを優先的に耐震化するなど、なお一層の充実を図ります。

(1) 成人保健事業の推進

データヘルス計画を推進していくため、20代・30代の若い世代から健診及び保健指導の充実を図るとともに、肥満と生活習慣病の重症化を予防する対策を重点的に実施します。

また、本町の死亡原因第1位のがん対策としては、早期発見するために各種がん検診の受診勧奨に努めます。

高齢者の健康を守るため、高齢者インフルエンザ、肺炎

球菌ワクチン接種の定期接種を円滑に進め、健康長寿をめざします。

療費の抑制を目的とする各種の保健事業を実施するとともに、医療費の適正化に向けてレセプト点検を強化します。

「親子ひろば」及び「親子通園事業」を引き続き実施し、乳幼児の健やかな成長・発育を見守りながら支援を行います。

図るとともに、昨年度に引き続き学童クラブ施設に対する巡回事務指導支援を実施します。

調査の分析結果を踏まえ、関係機関と連携し取り組みます。

また、総合的な健康づくりの取り組みとして「自分の健康は自分でつくる」ことを目標に、生活習慣の改善をめざした健康教育を実施します。食事や生活習慣の改善を図るための側面的サポートとして、食生活改善推進員の養成を引き続き行い支援体制の充実を図ります。

さらに、平成30年度から実施される国民健康保険の都道府県単位化への円滑な移行に向けて取り組みます。

後期高齢者医療制度については、安心して医療が受けられるように、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携し、適切な制度運営に努めます。

(4) 児童・母子(父子)福祉の推進

次世代を担う子ども達が健やかに生まれ育つことは、全ての国民の願いです。しかし、子ども達を取り巻く環境は、出生率の低下や核家族化、女性の社会進出、都市化などによって大きく変貌してきています。このような中、子育てを支援し安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進するため、町子ども・子育て支援事業計画に基づき、さらなる児童福祉の充実に努めます。そして、子育てと就労の両立支援策として今年度は、認可保育園1園の整備事業による入所定員の拡大を図り、待機児童の解消に努めます。

児童健全育成については、西原南児童館建設に着工するとともに、放課後児童健全育成事業の充実強化に努めます。また、与那原町・中城村と連携した三町村広域のファミリーサポートセンター事業、病児保育事業の充実が努めます。

(5) 地域福祉活動の推進

町民の多種多様なニーズに対応した活力ある「ふれあいのまち」を築いていくためには、町民相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支え合う地域社会づくりが重要であります。そこで、西原町社会福祉協議会の地域福祉活動計画を踏まえ、ボランティアセンターやボランティア連絡会の機能充実を図るとともに、見守り活動や友愛訪問交流会、小地域ネットワーク事業拡充に向けての支援など、地域福祉の向上に取り組みます。



食生活改善推進員のゆし豆腐づくり

(3) 母子保健事業の推進

母子保健については、乳幼児の健康の保持増進を図るため、各種健康診査を実施するとともに、乳幼児の発育・発達の支援、保護者の育児不安の解消に努めます。

妊婦健康診査については、安心して妊娠・出産ができるよう引き続き14回の助成を公費負担し、生活習慣病予防の視点も含めた妊婦への支援を行います。

また、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」や、乳幼児健診後の親子療育事業

母子父子家庭については、今年度より母子及び父子家庭等医療費助成金の自動償還払いを行い、ひとり親家庭の自立支援を行います。また、子どもの貧困対策事業については、引き続き、就学援助費の拡充やこどもの居場所づくりなどに取り組むとともに、昨

(6) 高齢者福祉の充実

本町の高齢者人口はゆるやかに増加していますが、今後の急速な高齢化を見据えた対策の展開として、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、既存のサービスだけでなく多様な社会資源の活用により、医療介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を引き続き進めます。

(2) 医療保険事業の推進

国民健康保険については、県内の多くの市町村が赤字を抱える中、本町においても医療制度改革の影響や保険給付費の伸びなどに伴い、依然として厳しい財政運営が強いられる状況にあることから、医

また、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」や、乳幼児健診後の親子療育事業

保育の充実としては、心理士による保育園への訪問指導により、発達が気になる園児やその親・保育士への支援に努めます。また、認可外保育施設に対する巡回事務指導支援を引き続き実施し、認可外保育施設の事務負担の軽減を

図るとともに、昨年度に引き続き学童クラブ施設に対する巡回事務指導支援を実施します。

その中でも今年度は、認知

症の人やその家族の相談支援を行う認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や地域の各関係機関との連携を図り、その状態に応じた適切なサービスにつなげられるよう支援します。



介護予防事業のようす

町商工会や関係機関・団体等との連携強化を図るとともに、広報紙やホームページ等を活用し、求人・求職者の登録を行い、新たな雇用創出の確保に努めます。

また、N₂SBP(西原学生ソーシャルビジネスプロジェクト)では、今年度も県外において町産品の販売活動を行います。本町の高校生が県外の高校生と交流し、町産品の販売活動を通して郷土に誇りをもち、本町の将来を担う人材になるよう育成に努めます。

また、観光マップや観光ポータルサイトなどを活用したPRや商工会及び関係団体等と連携を図り、国指定史跡「内間御殿」などの町内の地域資源の発掘と活用、地場産品の開発に努めます。

(7)障害者(児)の福祉
全ての人が個人として尊重され、安全かつ快適に暮らすことができ、自らの意思で等しく社会参加し活動することは、とても重要なことです。障害があっても暮らしやすい社会をめざして、「西原町障害者計画」及び「第5期町障害福祉計画」(ほのぼのプラン)を策定します。

5 「豊かで活きのある まちづくり」について

(1)農業の振興
農業振興にあたっては、担い手の育成・確保及び遊休農地の解消が重要であります。今後、町担い手育成総合支援協議会及び町耕作放棄地解消対策協議会の取り組みを実施するとともに、農地の中間的受け皿として設置された農地中間管理機構を活用し、人・農地プランと一体的に推進しながら、担い手への農地利用の集積・集約を図ります。

化や担い手の減少、及び台風による被害等により厳しい状況にありますが、町さとうきび生産組合をはじめとする関係団体と連携し、優良種苗の普及や古株更新の奨励、病虫害防除、機械化の推進等に取り組み生産の向上に努めます。

畜産業については、セリ価格が高値で推移しているものの、経営を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。畜産農家の経営基盤の安定・強化を図るため、優良種畜導入の補助や家畜予防注射等を実施するとともに、関係機関と連携し農家の所得向上に向けた飼育技術の支援を行い、今後の生産拡大の推進

に取り組みます。
農水産物流通・加工・観光拠点施設整備事業については、引き続き用地取得等に取り組み、早期開設をめざします。



農水産物流通・加工・観光拠点施設 イメージ図

(2)水産業の振興
水産業については、与那原・西原町漁業協同組合及び西原支部との連携を強化するとともに、漁業の生産性の向上及び安全確保に向け、水産奨励補助金を交付し、漁業の振興に努めます。また、船だまり整備などの課題事項について県と協議し、より良い漁業環境づくりに取り組みます。

の老朽化対策として、我謝与原橋、北森川橋の橋梁長寿命化修繕事業に着手します。その他にも、安全で快適な住みよい生活環境整備のため、引き続き生活道路の修繕や排水整備に努めます。

国・県事業については、国道329号西原バイパス(仮称)の早期事業化に向け、引き続き取り組むとともに、県道浦添西原線道路整備事業、県道那覇北中城線道路整備事業、小波津川河川改修事業等についても、早期整備に向けて県と連携して取り組みます。

(6)都市基盤施設の整備

アメニティー豊かな都市空間の形成を確立するため、土地利用の誘導を図るとともに、引き続き市街地整備や道路、公園、下水道整備など、重点的に整備すべき施策を効果率的・効果的に推進します。今年度は、大型MIC施設周辺土地利用見直しに向けて、地権者への面整備事業(土地区画整理)の説明会を開催し、地権者準備会の立上げに向けた取り組みを進めます。また、旧役場跡地および崎原地区への民間開発計画の推進を図ります。

公園については、利用者の多い東崎公園、東崎都市緑地(イルカ公園)をはじめとする各公園施設等の遊具の安全点検及び維持管理に努めます。

上原棚原土地区画整理事業について今年度は、換地処分に伴う清算作業を進めます。また、西原西地区土地区画整理事業については、引き続き、建物など物件補償や工事関係機関との連携を図るとともに、関係地権者の協力を得ながら事業の推進に努めます。

土地利用見直しについては、引き続き、幸地地区オキコ周辺及び徳佐田地区等の土地区画整理事業(組合施行)の準備に向けた話し合いや、関連業務に取り組めます。

大型MIC施設建設事業や県都市モノレール事業等については、関係機関と連携して促進を図ります。

おわりに

平成29年度の各予算については、申し上げました諸施策事業などを中心に編成し、

- (1)一般会計 118億1700万円
- (2)国民健康保険特別会計 55億1298万9千円



平成29年3月3日
西原町長 上間 明

- (3)介護保険特別会計 2万6千円
- (4)土地区画整理事業特別会計 5億2595万円
- (5)公共下水道事業特別会計 6億6136万8千円
- (6)後期高齢者医療特別会計 2億4781万円
- (7)水道事業会計 10億3865万4千円

以上、平成29年度の町政運営の基本姿勢及び主要施策の概要並びに予算案について申し上げますが、議員各位及び町民の皆様のご指導とご協力をお願い申し上げます。平成29年度の施政方針と致します。

(3)林業の振興
森林は、国土の保全や水源の涵養、自然環境の保全形成などの公益的機能を有し、地球環境や人間生活に重要な役割を果たしています。このような中、今年度は、施肥保育や雑草下刈り、デイゴヒメコバチ防除、松くい虫被害木伐倒駆除など、自然環境の保全形成や森林の整備推進を図り、緑豊かなまちづくりに努めます。

(4)商工業の振興
商工業の振興については、町商工会との連携を強化しつつ、6次産業化に向けた農工商連携の推進に努めます。また、小那覇工業専用地域などへの企業誘致、企業立地に対する課税免除などを推進するとともに、地元企業への公共事業の優先発注、町産品優先使用などを引き続き推進し、町内企業の育成を図ります。

平成29年4月から 役場の組織が新しくなります

西原町では平成29年4月から、事務事業の強化を図り、効率的な行政システムを確立するため、役場組織の改編等を実施し、一部の担当窓口や課名を変更しました。

今回の改編は、行財政の効率化や事務事業の見直しに取り組む中、窓口サービスの向上や今後の観光振興に対応する組織づくりを目指して行われたものです。

役場内で担当窓口等、ご不明な点がございましたら、お気軽に職員にお尋ねください。

≪主な組織の変更点≫

場所	変更後（4月以降）	主な業務内容	変更前（3月末まで）		
1階	健康支援課	障害支援係	障害者福祉に関すること	介護支援課	障害支援係
		介護支援係	高齢者保健福祉に関すること		介護支援係
		保健予防係	健康増進事業に関すること、母子保健に関すること、こども医療費助成等に関すること	健康推進課	保健予防係
	福祉保険課	国民健康保険係	国民健康保険に関すること		母子保健係
		賦課徴収係	国民健康保険税の賦課・徴収に関すること		国民健康保険係
		後期高齢者医療係	後期高齢者医療に関すること	賦課徴収係	
	こども課	子育て支援係	児童手当、特別児童扶養手当や各種児童福祉に関すること	こども福祉課	後期高齢者医療係
		保育所係	保育所等に関すること		社会福祉係
		幼稚園こども園係	幼稚園入園関係、子ども子育て支援新制度に関すること		子育て支援係
	2階	産業観光課	課名を変更しました	産業課	保育所係
幼稚園こども園係					

【お問い合わせ】 総務部 企画財政課 企画調整係 ☎945-4533

学生のみなさんへ 国民年金の保険料が猶予される制度があります！

対象者

- 学校教育法に規定する大学（大学院）・短期大学・高等学校・高等専門学校専修学校及び各種学校に在学している方
- 前年度所得が118万円以下の方

必要なもの

- 学生証または在学証明書
- ※代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書・印鑑（認め印可）が必要になります。（同一世帯でない場合は、委任状が必要）

受付窓口

- 町民課 年金係 または 浦添年金事務所 国民年金課

★猶予が認められた期間は、年金の受給資格期間に含まれます。
ただし、年金額の計算には反映されません。
★猶予が承認されて10年間は保険料の追納ができます。

詳細の確認については、下記までお問い合わせください。

総務部町民課 年金係 ☎945-5012
浦添年金事務所 国民年金課 ☎877-0343



学校給食費の改定について（平成29年4月より）

西原町では、平成22年度に現在の給食費に改定して以降7年間、食材の発注や献立を工夫するなどの努力をしながら学校給食を提供してきました。しかし、平成26年4月の消費税の引き上げに加え、さまざまな食材費の値上がりにより、現在の給食費では子どもたちの成長に必要な栄養バランスに配慮した、安全・安心な給食の提供が困難になってきました。

そのため、平成29年4月から学校給食費を下記のとおり改定することになりました。

今後とも、安全・安心で魅力ある学校給食の提供に努めますので、ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

	現在の月額	平成29年4月より	現在との差額
幼稚園	3,000円	3,000円	なし
小学校	3,900円	4,400円	500円
中学校	4,500円	5,000円	500円

給食費は何に使われているの？

全額食材費に使われています。
(食材費以外の人件費、施設整備費、光熱水費等については、全て町が負担しています)

4月からの給食費はどのように決めたの？

児童生徒の給食における栄養摂取基準と実際の食材購入額を元に計算し決定しています。

給食費に未納があると給食に影響はあるの？

給食費の納付率は98%前後で推移していますが、未納があっても児童生徒の給食に影響が出ないよう配慮しています。今後も引き続き、未納分を改善するよう徴収業務に取り組みますので、給食費の期限内納付のご協力をお願いします。

給食費改定による効果はあるの？

栄養バランスの改善はもちろん、児童生徒にとってより魅力のある献立内容の充実を図ることができるようになります。

- 地元産、県産、国産を主とした安全・安心な食材の使用
- 旬の食材をはじめ、季節の果物やデザート等の提供回数の増加
- 郷土料理や行事食などの一層の充実

今後、消費税率が10%になったらまた改定されるの？

今回の改定については、消費税率が10%に引き上げられることを見越したものではありません。消費税増税の際は、増税後の食材価格等の動向を踏まえて検討します。

給食費の改定で納付が厳しくなる場合はどうしたらいいの？

経済的な理由により給食費の納付が困難な場合、小・中学校については給食費等を援助する支援制度（就学援助）がありますので、学校へご相談ください。（20ページ参照）

【お問い合わせ】 教育部教育総務課 学校給食共同調理場 ☎945-4935

女性のがん検診(集団検診)のお知らせ

	子宮頸がん検診	乳がん検診	
対象	20歳以上	30歳以上	
検診日程	6月12日(月)、6月21日(水)、6月27日(火)、7月7日(金)		
自己負担額	500円	30歳～39歳 (乳房エコー)	2,400円
		40歳以上 (マンモグラフィー)	2,000円
予約	不要	役場への申し込みが必要 ※申し込み方法については広報5月号に掲載予定です。	

※詳しくは、検診ガイドまたは西原町ホームページ(トップページ→福祉・健康・学習→健康づくり→女性のがん検診)をご覧ください。

【お問い合わせ】 福祉部健康支援課 保健予防係 ☎945-4791

健康
だより

知っていますか?

2人に1人は『がん』になり、3人に1人は『がん』で亡くなるという事実を...



平成27年に『がん』で亡くなった人は全国で37万346人。これは死亡総数の28.7%を占めています。西原町においても下記の表の通り、『がん』で亡くなる方が約3割を占めており、死亡原因の1位となっています。

順位	疾患名	割合
1位	がん	31.1%
2位	心疾患	14.4%
3位	肺炎	9.4%

※厚生労働省「人口動態統計月報市区町村編」より

『がん』による死亡者数が多くても、がん検診の受診率はまだまだ低いというのが現状です。『がん』の治療法は急速に進歩しています。発見が早ければ治る確率は飛躍的に上がり、完全に治すことも可能です。早い段階で発見するためにはがん検診を定期的に受けることが大切です。



自分のためにも、家族のためにも 定期的にはがん検診を受けましょう!

※平成29年度の集団検診の日程については、12ページをご覧ください。

平成29年度の健診についてお知らせします!

集団健診、個別健診、人間ドックからいずれかの方法を選択して、健康診査やがん検診を受診しましょう



◎ 集団健診

★場所：西原町保健センター(受付時間/8:00～10:00)

★予約先：沖繩県健康づくり財団 TEL 889-6492(8:30～16:00)

※予約がない場合、当日の受診可能人数を超えると受診できないことがあります。

★日程：

健診日程	対象行政区	予約受付期間
6月7日(水)	小橋川、内間、内間団地、掛保久、嘉手苺、小那覇、平園	5月18日(木)～19日(金)
6月16日(金)	西原ハイツ、池田、小波津、小波津団地、安室、桃原	5月25日(木)～26日(金)
7月2日(日)	全行政区の方が対象です	6月12日(月)～13日(火)
7月4日(火)	幸地、幸地ハイツ、幸地高層住宅、坂田、坂田高層住宅、翁長	6月12日(月)～13日(火)
7月13日(木)	棚原、上原、森川、千原、西原団地、徳佐田、西原台団地、津花波、呉屋	6月21日(水)～22日(木)
7月24日(月)	兼久、与那城、我謝、美咲	7月3日(月)～4日(火)
8月19日(土)	全行政区の方が対象です	7月31日(月)～8月1日(火)
10月1日(日)		9月11日(月)～12日(火)
12月10日(日)		11月20日(月)～21日(火)

★受診できる検査と自己負担額：

〈健康診査〉

健診名	対象	自己負担額
特定健診	40～74歳国保加入者	0円
20代30代健診	20～39歳町民	1,300円
長寿健診	75歳以上町民	0円

〈がん検診〉

検診名	対象	自己負担額
胃がん検診	40歳以上町民	900円
肺がん検診		200円
大腸がん検診		500円

※70歳以上無料

◎ 個別健診

★場所：〈健康診査〉町内クリニック等、〈がん検診〉指定の12医療機関

★予約先：受診を希望する医療機関へ直接予約をとってください

★受診できる検査と自己負担額：

〈健康診査〉

健診名	対象	自己負担額
特定健診	40～74歳国保加入者	0円
20代30代健診	20～39歳町民	1,900円
長寿健診	75歳以上町民	0円

〈がん検診〉

検診名	対象	自己負担額
胃がん検診	40歳以上町民	医療機関により異なる(1,252円～)
肺がん検診		医療機関により異なる(295円～)
大腸がん検診		医療機関により異なる(100円～)



◎ 人間ドック

★場所：指定の10医療機関(39歳以下は指定なし)

★予約先：受診を希望する医療機関へ直接予約をとってください

★受診できる検査と自己負担額：

健診名	対象	自己負担額
人間ドック	40～74歳国保加入者	12,600円
〔健康診査・がん検診 その他詳細な健診等〕	20～39歳町民	医療機関のドック設定料金から4,992円(役場負担分)の割引
	75歳以上町民	12,600円

◎各健診の対象年齢は、平成30年3月31日時点の年齢(年度年齢)を指しています。健診についての詳しい内容は、国保証や受診券と一緒に送付される健診ガイドをご覧ください。健康支援課へお問い合わせください。

子どもの健診実施中!!

乳児健診 1歳半健診 2歳児歯科 3歳児健診

《乳幼児健診カレンダー》

	乳児健診	1歳半健診	2歳児健診	3歳児健診
対象年齢	前期: 4~5ヶ月 後期: 9~10ヶ月	1歳7~8ヶ月	2歳3~6ヶ月	3歳3~5ヶ月
平成29年	4月9日(日)	4月20日(木)		4月13日(木)
	5月14日(日)	5月18日(木)		5月11日(木)
	6月11日(日)	6月15日(木)	6月1日(木)	6月8日(木)
	7月9日(日)	7月20日(木)		7月6日(木)
	8月6日(日)	8月17日(木)		8月10日(木)
	9月17日(日)	9月21日(木)	9月7日(木)	9月14日(木)
	10月8日(日)	10月26日(木)		10月19日(木)
	11月5日(日)	11月16日(木)		11月9日(木)
平成30年	12月3日(日)	12月21日(木)	12月7日(木)	12月14日(木)
	1月14日(日)	1月25日(木)		1月11日(木)
	2月11日(日)	2月15日(木)		2月8日(木)
	3月11日(日)	3月15日(木)	3月1日(木)	3月8日(木)

※対象者の人数によって、健診日が変更になる場合があります。

★★★ 健診日の確認方法 ★★★

- ①対象者には健診日のおよそ3週間前に、健診の案内や問診票等が入った通知が届きます。
- ② **西原町 ゆいわらび 健診** で検索すると、お子様の生年月日が入った日程表が確認できます。
- ③対象の健診日に受診が出来なかった場合には翌月の受診も可能です。ただし、**受診可能年齢** ※注1に注意して下さい。

※注1. 受診可能年齢：乳児健診→1歳未満。
1歳半健診→2歳未満。2歳児歯科→3歳未満。3歳児健診→4歳未満。

町が実施する各種健診は保育園や幼稚園で行う内科健診とは内容が異なり、成長に合わせた発達状況等の確認を行います。みんなの受診を待ってるりん♪

【お問い合わせ】 福祉部健康支援課 保健予防係 ☎945-4791

臨時福祉給付金（経済対策分）の支給について

申請期間 平成29年4月11日～8月10日まで

臨時福祉給付金（経済対策分）の支給対象者となる可能性のある方に対して、平成29年4月上旬までに届くように申請書等を送付します。福祉保険課社会福祉係の窓口または郵送により申請してください。

支給額	15,000円（1人あたり）
対象者	・平成28年1月1日において、西原町の住民基本台帳に記録されている方 ・平成28年度市町村民税（均等割）が課税されていない方

※支給は、支給対象者1人につき、1回限りとなっています。

※ご自身を扶養している方が課税されている方、生活保護受給者等は対象外となります。

～振り込め詐欺などに注意してください～

市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）でお金を振り込むよう操作をお願いすることは、絶対にありません。

【お問い合わせ】 福祉部福祉保険課 社会福祉係 ☎911-9163

健診結果の説明で
あなたの健康 安心サポート

保健師や管理栄養士が、健診結果から受診者の体の中がどのような状態なのかをわかりやすく説明します。そして、生活習慣の見直しや改善、栄養相談について継続的にサポートします。ぜひ受診者の健康管理に活用してください。

心筋梗塞、人工透析、脳血管疾患など動脈硬化を原因としたメタボリックシンドロームの予防はもちろん、糖尿病など生活習慣病の発症予防、重症化予防を目指します。

健診結果について

《国民健康保険加入者》

特定健診の結果は、保険者である西原町役場へ届くことになっています。

結果が届き次第、保健師または管理栄養士から、結果説明の日程調整のため、ご連絡をします。（結果によってはそのまま郵送する場合もあります）

《国民健康保険以外の方》

直接お手元に健診結果が届きます。結果説明をご希望される場合にはお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】 福祉部健康支援課 保健予防係 ☎945-4791

国民健康保険に加入していない方の受診券について

平成29年度は、下記の方を対象に健診受診券を送付します。

- ★20代30代健診 → 20歳～39歳の男女のうち、
- ★子宮頸がん検診 → 20歳以上の女性のうち、
- ★乳がん検診 → 30歳以上の女性のうち、
- ★胃、肺、大腸がん検診 → 40歳以上の男女のうち、

職場健診などの
受診機会がない方

例えば…

- ・家族の扶養に入っている方
- ・仕事に就いているが、職場健診の機会がない方

職場等で健診の機会があると思われる方は、受診券を送付していません。しかし、受診を希望する方は、加入している健康保険の種別に関係なく上記の健診が受診できます。

お手数ですが、受診を希望される方は健康推進課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 福祉部健康支援課 保健予防係 ☎945-4791

不動産のことなら創業36年の南新物産におまかせください!

おかげさまで「売買仲介実績 1,200件突破!!」

不動産のことでしたら 何なりとお申し付け下さい
沖縄県知事免許(1)4669号

あなたのホームプランナー
株式会社 南新物産

南新物産 イオン 丸大スーパー
直野湾 与那原
国場 スロット サンジャイン

南風原本店
〒901-1104 南風原町字宮平641番地の07
☎(098)889-4007(代)
FAX 889-4033
✉ hae@nanchan.co.jp

http://www.nanchan.co.jp 南新物産 検索

学生による演劇



町内学生がプロデュースした創作演劇「さわりんと運玉義留」が、3月11日にさわふじ未来ホールでありました。貧困に苦しむ人々を救うため悲しい最期を遂げた運玉義留を西原の英雄・誇りとして語り継ぐ物語です。

放課後や週末を活用して半年間の練習を重ねてきた小・中・高校生たちが、さわりんや運玉義留、金丸などの配役を見事に演じ、また繊細かつダイナミックなダンスに魅了された観衆は、終演後に総立ちで拍手を送っていました。

オリンピック選手の陸上教室



陸上10種競技の日本記録保持者で、リオ五輪の日本代表でもある右代啓祐さんによる陸上教室が、3月8日に西原町民陸上競技場で開かれました。テレビでしか見たことがない憧れの右代選手からの直接指導とあって、参加者は興奮しながらも、できるだけ多くを学ぼうと真剣に取り組んでいました。

等間隔に並べられたバーをリズムよく飛び越えることや、座った状態から手や足、グラウンドを数回叩いてから5mを走る速さを競うなど、楽しみながら学べるものでした。

さわりん商品の続々誕生



観光キャラクター「さわりん」をデザインに取り入れた商品紹介が、西原町役場で行われました。町内企業等が開発した商品はクッキー、プリン、キムチ、納豆、泡盛など多種にわたり、すでに販売されているもの、これから店頭にも並ぶもの、産業まつりで提供されたものもありました。

小橋川副町長は「多くの商品でさわりんを活用していたら、ありがたいです。西原町のアピールにつながることを期待します」と述べました。

※表紙で商品を紹介しています。

キリ学との連携を強化



西原町（上間町長）と沖縄キリスト教大学院大学・同短期大学（友利廣学長）との包括連携協力に関する協定締結式が、3月8日に西原町役場で行われました。両者はこれまででも理科教育支援事業、学術研究の成果や知識の提供などの連携をしてきました。今後は、大型MICE施設に関連する人材育成（語学研修）や児童生徒の学習支援への学生ボランティア派遣などで連携強化を図ります。

上間町長は「MICE建設に向けた受入体制の整備などの連携強化により、西原町のさらなる発展につなげたい」と述べました。

たすきをつなぎ 防火をアピール



防火思想の普及啓発や住民の火災予防意識の高揚などを目的として、第26回防火アピール駅伝が3月3日に東部消防管内（西原町、与那原町、南風原町）で行われました。主催した東部消防組合消防団の呉屋博之団長は「火の用心を訴え、火災を未然に防ぎ、安心安全なまちづくりにつなげましょう」と述べました。

3町の消防団員と消防隊員が火災警報器の設置など、火災予防の大切さをアピールしました。

お宝再発見!!

みなさまのお家や倉庫に眠っている宝物はありませんか。年末の大掃除などで、今は使っていない道具や、行き先に困っている古い品物など出てきませんか。

昔の着物や皿などの生活用品、鍬や脱穀機などの農具は、当時の人々の暮らしや文化を知る上で

貴重な資料です。今年度も町民のみなさまから多くの寄贈をいただきました。ここではほんの一部ですが、寄贈していただいたものを紹介します。

寄贈の受付は随時行っていますので、お気軽に文化財係までご連絡ください。（※一度、担当者にて実物の状態などを確認させていただきます）



【お問い合わせ】 教育部生涯学習課 文化財係 ☎九四四一四九九八

文化財コラム

石垣の健康診断

西原町民のみなさま、健康診断を受けていますか。

現在、本町では内間御殿の中心的な建物である東殿を囲う石垣の健康診断を行っています。

この石垣は、歴史資料から、約二八〇年前に積まれたものとわかります。ただし、その長い年月の間で石垣が傾いたり、石と石の間に隙間ができたり、石が外側に飛び出たりと、さまざまな異変が起きています。

そこで、現在の石垣全体の健康状態を知るために、石垣を形づくる石を一つ一つ観察し、石に起きています異変や石の位置などを記録するカルテ（記録カード）を作っています。

石垣カルテを作る主な利点は、どの石が今後崩れる危険性があるかを把握できる点です。また、地震や台風などによって、石垣が崩れてしまった場合でも、カルテの記録から、元の位置に戻すことが可能になる利点もあります。

ところで、実際に石垣に使われている石をよく見てみると、サンゴの化石や穴ぼこ（元からあいていた穴を含む）、ひび割れ、欠けている箇所、ノミ（石などを削る道具）などの痕跡が確認できます。

ちなみに、穴があいている石のいくつかは、穴の奥に金属片が刺さっているものが確認されています。これは沖縄戦の影響でできた弾痕の跡と考えられます。

今回、このように一つ一つの石を調べていくなかで、石そのものの情報や健康状態を把握するだけでなく、台風・地震などの自然災害や戦災を乗り越えてきた歴史の一端を垣間見ることができました。

今後も、約三五〇年の歴史がある内間御殿を調べ、整備するまでには多くの時間が必要となりますが、地域のみなさまにはご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



【お問い合わせ】 教育部生涯学習課 文化財係 ☎九四四一四九九八

児童扶養手当・特別児童扶養手当の振込について

4月11日（前後する場合があります）は児童扶養手当・特別児童扶養手当の振込日です。今回支給する手当は平成28年12月分から平成29年3月分です。通帳に記帳の上、ご確認ください。振込先に指定した口座を変更、解約した場合は、振り込みができなくなりますので早めにご連絡ください。

また、平成29年4月分（平成29年8月振込分）からの手当額が変更されます。

		変更前	変更後
		平成28年4月分～平成29年3月分	平成29年4月分～
児童扶養手当 (月額)	<第1子> 全部支給	42,330円	42,290円 (▲40円)
	一部支給	42,320円～9,990円	42,280円～9,980円 (▲40円～▲10円)
	<第2子> 全部支給	10,000円	9,900円 (▲10円)
	一部支給	9,990円～5,000円	9,980円～5,000円 (▲10円～0円)
	<第3子以降> 全部支給	6,000円	5,990円 (▲10円)
	一部支給	5,990円～3,000円	5,980円～3,000円 (▲10円～0円)
特別児童扶養手当 (月額)	1級	51,500円	51,450円 (▲50円)
	2級	34,300円	34,270円 (▲30円)
変更後最初の振込月			平成29年8月

※平成28年度全国消費者物価指数の実績値が、対前年比0.1%の下落となったことを踏まえ、支給額が引下げられています。

【お問い合わせ】 福祉部こども課 子育て支援係 ☎945-5311

特定健診の受診状況

平成29年2月末日現在

受診率

31.8%

平成28年度受診率目標

55%

目標まであと

1,334人

保健カレンダー

	事業名	月日	曜日	対象者	受付時間	場所
子ども	乳児一般健診(午前)	4月9日	日	生後9ヵ月～生後10ヵ月児	9:00～9:45	西原町役場 保健センター
	★乳児一般健診(午後)	4月9日	日	生後4ヵ月～生後5ヵ月児	13:00～13:45	
	3歳児健診	4月13日	木	3歳3ヵ月～3歳5ヵ月児	13:30～14:15	
	1歳半健診	4月20日	木	1歳7ヵ月～1歳8ヵ月児	13:30～14:15	

★生後9ヵ月から11ヵ月ごろのお子さんに絵本をプレゼントする「ブックスタート事業」を同時に実施しています。(対象者には個別で通知しています)
★対象者には約3週間前に通知を送付しています。
★対象者で今月の受診ができない場合は、来月の健診日に受診をお願いします。



じどうかん ファミリークラブ会員

随時募集!

☆児童館とは？

児童館は乳幼児の親子から高校生までが利用できる場所です。子どもたちが遊ぶだけでなく、子どもを中心とした地域の方との交流活動の場でもあります。安全上、5歳の誕生日後、最初の3月31日を迎えるまでのお子さんには保護者同伴です。

☆ファミリークラブとは？

「町の子は、みんな我が子」を合い言葉に、子どもたちの健全育成を目的に楽しく活動するクラブです。児童館活動をできる方であれば誰でも入会できます。年間を通して様々な活動を行って、すべての行事に参加しなくても、みなさまの得意分野で力を発揮していただくことができます。

☆ファミリークラブ会員になるには？

お近くの児童館で入会できます。手続きをした児童館での会員登録となります。会費は無料ですが、材料費など実費がかかる事があります。



☆主な活動内容 (開催日時については、随時、お知らせします)

ファミリークラブの種類	対象	対象	全体の活動	西原児童館 945-4393	坂田児童館 944-6308	西原東児童館 944-0976
マミーキッズ	乳幼児の親子	親子や世代間の交流会、季節に合わせた	親子体操、リトミック、3館合同社会見学、運動会、クリスマス会など	水曜日 10:30～11:30		
わははクラブ	小学生～一般	文化講座、新小学一年生への交通安全マ	地域清掃、手づくり会、行事のお手伝いなど	毎月1回		
おはなしクラブ	小学生～一般	スコットづくりなど	おはなし製作、地域への出張おはなし会など			毎月1回

※曜日が変更になる場合があります。詳しくは、各児童館にお問い合わせください。

断熱防水 断熱塗装

コンクリート補修

サンリフォーム沖縄
西原町字内間111-2
TEL.882-9155

西原町補助金制度
省エネ工事・最高20万円

お見積り無料

お気軽にお電話下さい!

☎0120-882-916



平成29年度

中学生のみなさまへ 海外に短期留学してみませんか



目的

本町の中学生を海外へ派遣し、教育・文化・歴史・産業等の視察学習及びホームステイ等の活動を通して、国際的視野を広めるとともに、海外青少年との友情を深め、国際性を身につけ、21世紀の国際社会に活躍しうる青少年の育成を目指します。

派遣人数

8名

費用

費用の支払いは全額保護者で行います。ただし、費用の約8割を西原町が補助します(個人負担は12万程度、サーチャージ代等で変更になる可能性もあります)。要保護・準要保護該当者は、費用の10割を西原町が補助します。

応募資格

- (1) 西原町に在住している中学生であること(就学のため、一時的に町外転出している者も含む)
- (2) 英語に対する興味・関心・意欲のある生徒で、英検3級程度以上の実力を有する者
- (3) 心身ともに健康で、1ヶ月程度の海外生活に耐えうる者
- (4) 友好的で協調性があり、英語での表現力が十分に備わっている生徒であること
- (5) 留学前の事前研修・事後研修の全てに参加できる者
- (6) これまで2週間以上の海外滞在経験や海外における生活経験がない者
- (7) 事業参加後、帰国報告会に参加ができる者
- (8) 保護者の同意が得られる者
- (9) 町税・学校給食費・学級費等を滞納していないこと



派遣先

アメリカ合衆国 西海岸

派遣期間

7月下旬から24日間

応募方法

- ①募集期間 平成29年4月7日(金)～4月21日(金)まで
- ②提出書類 申込書(本人)、同意書(保護者)、調査書(学校)

※西原中学校・西原東中学校の生徒は、それぞれの学校へお問い合わせください。

※応募者が定員に達しなかった場合は、中止になることもあります。



【お問い合わせ】 教育部教育総務課 学務係 ☎945-5039

はり灸整骨院 ククル Cu Cu Ru

西原町字呉屋 75 いなみ興産ビル 103
TEL:098-944-4186

受付時間 月火水木金土
午前 9:00-12:00 ○○休○○○
午後 14:00-16:00 ○○○○休
午後 17:30-19:30 ○○○○休

休診日 日曜日・祝祭日・水曜午前・土曜午後

西原中学校 西原東中学校

こんなときは司法書士にお任せ下さい

相続 遺言 後見人 借金問題 不動産登記
会社設立・登記 分筆 裁判手続 その他法律相談

きゃん 司法書士事務所
土地家屋調査士
代表司法書士 喜屋武力

TEL 882-8177 ☎0120-36-7930
営業時間 平日AM9:00～PM6:00
http://kyan-jimusho.com/

与那原町字東浜23番地2

【平成29年度 就学援助のお知らせ】

西原町では就学援助事業を行っています。この制度は、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して費用の一部を援助するものです。就学援助を希望される場合は、次に掲げる事項に留意の上、各学校へ申し出てください。

1. 対象者

西原町に住所を有し小中学校に在籍する児童生徒の保護者、又は、町外に住所を有し西原町立小中学校へ在籍する児童生徒の保護者

- (1) 生活保護を受けている方(要保護)。
- (2) 生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困窮していると認められる方(準要保護)。
具体的には、平成28年中の収入で、同居の家族(住民票は別でも同一生計の人は含む)全員の総収入額が下表の基準額未満の世帯の方。

【認定基準額参考例】・・・目安となる基準

世帯	家族構成	総収入額
2人	親1人・小学生1人の場合	146万
3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	208万
4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	250万
5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳の場合	279万

※ここでいう収入とは、以下の算式で算出した額を言います。
収入＝所得税法上の所得の合算額－所得控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料の控除)

2. 援助費目

学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・学校給食費

- ※要保護(生活保護)世帯として認定された場合は医療費・修学旅行費に限る。
- ※給食費等に滞納がある際は保護者ではなく、滞納分を就学援助費から給食費へ充てる場合もあります。
- ※区域外就学の場合は支給費目が限られます。住所地の市町村及び学校所在地(公立)の市町村にお問い合わせください。

3. 申請方法

補助対象者で就学援助を希望される方は、次の要領で学校に申請してください。

- 【受付期間】 平成29年4月17日(月)～平成29年5月19日(金)
- 【提出書類】 ①就学援助申請書(学校の事務室で配布)
②住民票謄本(続柄の記載されているもの) 1部
③平成29年度所得課税証明書の原本(同一世帯員のうち18歳以上の者全員、収入・控除・税額の記載があるもの)
④保護者名義の預金通帳の写し(支店名・口座番号・口座名義人等が確認できるページ)

※生活保護を受けている方は、①、②、④と被保護証明書を提出してください。
※②及び③の書類については、平成29年1月1日に西原町に住民登録があって、所得・住民情報を教育委員会が確認することに同意する方は提出不要です(同意されない方は、先に①、②、④を提出し、③所得課税証明書は6月1日以降お早めに提出してください)。
※平成29年1月1日に西原町以外に住民登録のあった方は、西原町に税の情報がないため、6月1日以降早めに③所得課税証明書を提出してください。

【提出先】 就学先の西原町立小中学校(お子さまの在籍する学校ごとに申請書を提出してください)
※西原町立以外に在籍の方は、西原町教育委員会教育総務課

4. 追加申請について

上記「3 申請方法」にある受付期間を過ぎても、下記期限までは追加申請を随時受付けています。ただし、申請月からの援助支給になりますので、お早めに申請してください。

【追加受付期間】

要保護(生活保護を受けている方)	平成30年3月30日(金)まで
準要保護(要保護以外の方)	平成29年12月20日(水)まで

【お問い合わせ】 各小・中学校または教育部教育総務課 学務係 ☎945-5039

介護保険適用住宅改修工事 西原町下水道排水設備指定工事店

●和式便器→様式便器に取替
●和室→洋室に改修
●手すり・スロープ設置

支給額 最高18万円

福祉住環境コーディネーター・福祉用具専門相談員のいるお店

株式会社 七色 946-4508

NANAIRO Company Limited. 沖縄県知事許可(一般-26)第11573号 〒903-0124 西原町呉屋69-2

イメージキャラクター ものまなタレント 魁川憲一郎

県外派遣 スポーツで大活躍!

児童、生徒の県外大会に係る派遣費用の一部を、西原町が助成しています。

空手 西原中学校

さくだ りく
佐久田 陸(3年)
あらかわ れん
新川 蓮(1年)



派遣大会：第18回芦北うたせ杯ジュニア空手道大会
成績：沖縄県選抜

バレーボール 首里高校

きやんあんり よなみねさき
喜屋武杏梨(2年) 與那嶺沙樹(2年)
あらかき はるか ひが あいりん
新垣 遥(2年) 比嘉 愛鈴(2年)



県大会：KBC学園杯第65回全沖縄高等学校冬季バレーボール選手権大会
県大会成績：準優勝
派遣大会：第27回全九州選抜高等学校バレーボール大会

バレーボール 西原高校

あらかわ りょう
新川 遼(2年)



県大会：KBC学園杯第65回全沖縄高等学校冬季バレーボール選手権大会
県大会成績：優勝
派遣大会：第27回全九州選抜高等学校バレーボール大会

バレーボール 首里高校

ごや ゆうた かわじ りょう
呉屋 勇太(2年) 川路 龍(2年)



県大会：KBC学園杯第65回全沖縄高等学校冬季バレーボール選手権大会
県大会成績：3位
派遣大会名：第27回全九州選抜高等学校バレーボール大会

卓球 琉球大学教育学部附属中学校

しまだ ことの あらい あやな
島田 琴乃(2年) 新井 彩奈(2年)
よしもと りな
吉本 理奈(2年)



県大会：第17回全九州卓球選手権大会(中学生の部) (県予選)
県大会成績：3位
派遣大会：第17回全九州卓球選手権大会(中学生の部)

なぎなた 西原東中学校

よなみね ゆう
与那嶺 優(2年)



県大会：第16回おきでん旗争奪第35回沖縄県なぎなた大会
県大会成績：優勝
派遣大会：第34回若獅子旗なぎなた大会

なぎなた 琉球大学教育学部附属小学校

すながわ りん
砂川 凜(5年)



県大会：第16回おきでん旗争奪第35回沖縄県なぎなた大会
県大会成績：3位
派遣大会：第34回若獅子旗なぎなた大会

サッカー 西原中学校

やまかわ やすあき なかそ ねしゆんすけ
山川 泰旺(1年) 仲宗根駿介(1年)



県大会：2016年度第7回沖縄県クラブユース(U-13)サッカー大会
県大会成績：優勝
派遣大会：2016年度第11回九州クラブユース(U-13)サッカー大会

愛の贈りもの あたためたいお心遣いに、深く感謝申し上げます。

ふるさとづくり寄付金
(健康・福祉の充実に対して)

寄付者 西原町産業通り会
よな はまさとし
(会長 与那覇正俊)
寄付額 20万円



**西原町人材育成会に
対して**

寄付者 (株)沖縄計測
たましろゆきと
(代表取締役社長 玉城幸人)
寄付額 10万円



放課後等デイサービス

楽学喜サポート **anemone**

西原町から放課後等デイサービスの支給決定を受けた小学生から高校生までの障害のあるお子さんが対象です

- ・ソーシャルスキルトレーニング・学習支援・個別課題
- ・スポーツ&レク活動・課外活動・創作活動・食育
- ・ふれJOBお仕事体験 など

見学や体験など、お気軽にご相談ください
☎098-943-0877 担当：野嵩

相続税の申告をお引き受けします

企業の経営を支援します

- ・相続について知りたい
- ・経営を数字で把握したい
- ・事前に何をすればいいのかわからないか?
- ・パソコンで記帳したい

諸見里利秀税理士事務所

西原町字与那城 267 ウェストガーデン 1F
☎098-945-1101 秘密は厳守します



児童生徒の県外派遣をサポート

～県外派遣にかかる費用の一部補助します～

西原町の児童生徒がスポーツや文化活動で活躍し県外大会に派遣される場合に、下記のとおり補助金を交付します。交付を希望する方は教育総務課に申請してください。

【対象者】

- ① 西原町立の小中学校に在籍する児童生徒
- ② 西原町内に住所を有する小中学生
- ③ 保護者とともに西原町内に住所を有する高校生



【要件】

- ① 沖縄県体育協会またはその加盟団体が主催する県大会において3位以内の成績を収め、主催団体から出場権を得て県外大会に出場する場合
- ② ①に該当し派遣された大会で3位以内の成績を収め、主催団体から出場権を得て上位大会に出場する場合
- ③ 沖縄県体育協会又はその加盟団体から、競技力の水準が高い者として沖縄県代表に選抜された場合
- ④ 文化的活動においては、①②③に準拠して審査し、教育長が適当と認めた場合

【補助金交付回数】

1会計年度につき1人1回。ただし、要件②に該当する場合は①を含めて2回まで補助します。

【申請書類】

- ① 県外派遣費補助金交付申請書(様式第1号) ※
- ② 大会要項(県大会及び派遣される大会)
- ③ 県大会の賞状の写し
- ④ 派遣推薦書の写し
- ⑤ 児童生徒登録参加申込書の写し
- ⑥ 旅費(航空賃、船賃)の見積書の写し
- ⑦ 日程表の写し(旅行社からの日程表または、各自でA4サイズで作成)
- ⑧ 学校長の承諾書(様式第2号) ※
- ⑨ 派遣児童生徒名簿兼保護者同意書(様式第3号) ※
- ⑩ その他(教育長が必要とするもの)

※西原町の子育て情報サイト「ゆいわらび」で確認またはダウンロードできます。

<ゆいわらび> トップページ → 学校と教育 → 各種支援 → 西原町児童生徒の県外派遣に関する補助金交付事業



【申込期限】

大会の開会式の10日前まで(日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日並びに6月23日(慰霊の日)を除く)
(申込期限を過ぎた場合は、対応できません)

【補助金交付額】

往復航空(船)賃(※1) + 宿泊費(※2)
※1 利用可能で最も有利な割引料金等により算出した額
(航空賃：12歳未満小人料金、船賃：小学生は小人料金)
※2 大会に出場できる最短宿泊数×5,000円
※補助金限度額 国内：1人につき4万円 国外：1人につき8万円



【申請先・お問い合わせ】 教育部教育総務課 教育総務係 ☎945-3655

一目でわかる納期限! 口座振替で納め忘れがなくなります!



町税等の納付には
口座振替が便利です。

- ・納め忘れがなくなります。
- ・金融機関窓口に行かなくて済みます。
- ・現金を持ち歩かずにすみ、安全です。

【口座振替の申込】

- ・沖縄県農業協同組合
- ・沖縄海邦銀行
- ・琉球銀行
- ・沖縄県労働金庫
- ・沖縄銀行
- ・コザ信用金庫
- ・ゆうちょ銀行

※申込書は町内の金融機関又は西原町各収納担当課窓口で配布しています。

記帳文言一覧表

種 目	記帳される文言	
	漢字表記の場合	カタカナ表記の場合
町県民税	西原町県民税	ニシハラチョウゼイ
固定資産税	西原町資産税	ニシハラシヤンゼイ
軽自動車税	西原町軽自税	ニシハラケイジゼイ
国民健康保険税	西原町国保税	ニシハラコクホセイ
後期高齢者医療保険料	西原後期保険	ニシハラコウキホケン
学校給食費	西原町給食費	ニシハラキョウシヨクビ
保育所保育料	西原町保育料	ニシハラホイクリョウ
幼稚園保育料	西原幼保育料	ニシハラヨウホイク
預かり保育料	西原預保育料	ニシハラヨウアズカ

～平成29年度 町税等納期限(口座振替日)一覧表～

種 目	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
学校給食費	5/10	6/12	7/10	8/10								
保育所保育料						9/11	10/10	11/10	12/11	1/10	2/13	3/12
幼稚園保育料	4/20	5/10	6/12	7/10	8/10							
預かり保育料												

種 目	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
町 県 民 税	6/30	8/31	10/31	1/31				
固 定 資 産 税	5/1	7/31	12/25	2/28				
軽 自 動 車 税	5/31							
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	7/31 (7/25)	8/31 (8/25)	10/2 (9/25)	10/31 (10/25)	11/30 (11/27)	1/4 (12/25)	1/31 (1/25)	2/28 (2/26)
国民健康保険税								

※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は、納期限と口座振替日が異なります。()内の日付は口座振替日です。

【お問い合わせ】

町県民税、固定資産税、軽自動車税 (総務部税務課 …… ☎ 945-4729)
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料 (福祉部福祉保険課 …… ☎ 911-9163)
保育所保育料、幼稚園保育料、預かり保育料 (福祉部こども課 …… ☎ 945-5311)
学校給食費 (教育部教育総務課 …… ☎ 945-3655)

介護保険料の納期等について

西原町が沖縄県介護保険広域連合に加入したことに伴い、納付書払いの納期および口座振の期日につき、以下のとおり変更があります。年金天引きで納めている方は変更ありません。

	変 更 前	変 更 後
納期(納付書払い)	8期	9期
口 座 振 替 日	25日	15日
再 振 替	なし	あり(末日)



～納期等一覧表～

月(納期)	7月(1期)	8月(2期)	9月(3期)	10月(4期)	11月(5期)	12月(6期)	1月(7期)	2月(8期)	3月(9期)
納期限	7/31	8/31	10/2	10/31	11/30	1/4	1/31	2/28	4/2
振替日	7/18	8/15	9/15	10/16	11/15	12/15	1/15	2/15	3/15

※納期限は前後する場合がありますので、納付書等で確認してください。
※残高不足等で引き落としができなかった場合、末日に再振替となります。

【お問い合わせ】 福祉部 健康支援課 介護支援係 ☎ 945-4791
沖縄県介護保険広域連合 会計課 賦課徴収係 ☎ 911-7503

狂犬病予防注射は、飼い主の義務です!

生後91日以上の犬を飼っている家庭は必ず登録し、下記日程で都合の良い日に予防注射を受けさせてください。

【日 程】 ※午前・午後とも、受付開始直後は混雑が予想されます。

	日 付	場 所	受付時間
第1回	4月30日(日)	西原町民体育館(玄関前ピロティ内)	9:00~12:00
		西原町役場玄関前	13:30~16:30
第2回	5月28日(日)	西原町民体育館(玄関前ピロティ内)	9:00~12:00 13:00~16:00
第3回	6月25日(日)	西原町役場玄関前	(12時から13時は昼休みのため、受け付けません)

【注射を受けるときの注意事項】

- 1ヶ月以内に他のワクチン接種を受けたり、体調に不安がある場合は、主治医の獣医師に相談してください。
- 首輪に鑑札がついているか確認してください。紛失の場合は、再交付の申請をしてください。
- 予防接種後2、3日は安静にし、交配、シャンプーは避けてください。
- 糞尿は済ませてきてください。
- 糞をした場合は、飼い主の責任で持ち帰ってください。
- 咬む癖のある犬、他の犬に対して攻撃的な犬は必ず口輪を着けてきてください。
- リード・首輪を抜けないように必ず着けてください。胴輪(ハーネス)はダメです。
- 犬をしっかりと制馭できる(犬の力に負けない)人が連れてきてください。

【料金】

- ・予防注射 3,200円(注射済票交付のみの方は550円)
- ・新規登録 3,000円(鑑札票再交付の方は、1,600円)

【料金の注意事項】

- ①登録している方は予防注射のみの料金となります。また平成29年3月2日以降にすでに予防注射を受けている場合は、注射済票交付のみの料金となります。病院で交付される証明書を持参してください。
- ②おつりのないようにご協力をお願いします。

※注射会場へは、
送付されたハガキを
ご持参ください。



【お問い合わせ】 総務部 生活環境安全課 環境保全係 ☎ 945-5018

観光と農業のにぎわい ⑨

～ 農水産物流通・加工・観光拠点施設 ～

現在、本町では、マリンタウン地区での大型M I C E施設や台地部の都市モノレール駅周辺整備等の宅地開発に伴い、街の発展が期待されています。

このような中で、当該拠点施設を建設するにあたり、「今、なぜ、農業に力を入れるの」、「農業の担い手がいるの」、「農地が街の発展を阻害している」等の意見を耳にします。

そこで、今月は、農作物を生産する**農地の魅力(多面的機能)**や**保全する意義**を説明します。

文化を伝承する

地域に残る伝統行事や祭りは、五穀豊穡祈願や収穫を祝うもの等、農業に由来するものが多く、地域において永きにわたり継承されています。



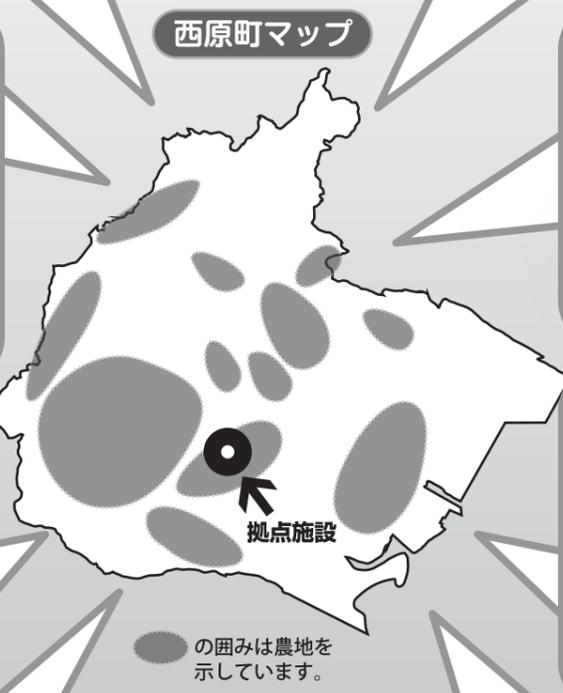
体験学習と教育

農地で動植物や豊かな自然に触れることで、生命の大切さや食料の恵みに感謝する心が育まれます。



安心安全な食料を供給

国民の大切な食料の安心、安全、安定的な供給をします。

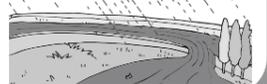
暑さが和らぐ

農地は、周辺市街地の気温上昇を抑える効果があります。



洪水を防ぐ

畑は、雨水を一時的に貯留し、洪水の発生を防止します。



癒しを提供

農地は、安心とやすらぎを与え、心と体をリフレッシュさせます。



医療・介護・福祉に貢献

緑豊かな農地で、土や自然に触れ農作業を行うことは、高齢者や障がい者の機能回復などに役立っています。



景観の保全

農業が営まれる地域では、伝統的な集落形態を有し、貴重な景観資源になっています。



【お問い合わせ】 建設部産業課 農地農政係 ☎945-4540

住民票の異動(変更)届は14日以内に!

転入届・転居届・世帯変更届
 異動した日(新しい住所に住み始めた日)から14日以内に市町村(西原町では町民課)に届け出なければなりません。

転出届
 転出する日までに届出をしてください。異動届を別世帯の方が届け出る場合は、本人からの委任状が必要です。
 正当な理由がないのに届出をしなかった(遅れた)場合は、**簡易裁判所へ通知をして、5万円以下の過料の対象**になることがあります。



種類	届出の際に必要なもの	
	個別	共通
転入届 (町内へ引越しをしたとき) ○○市 → 西原町へ	◎転出証明書 (前住所地で発行された証明書) ◎通知カード ◎住民基本台帳カード・ 個人番号カード(保有している方のみ) ◎在留カード、 特別永住者証明書(外国人住民の方)	◎届出人の本人確認ができるもの ・運転免許証 ・顔写真付き住民基本台帳カード ・個人番号カード ・パスポート ・在留カード ・健康保険証等 ◎別世帯の方が届出する際は委任状 ◎印鑑(届出人が本人の場合は不要)
転出届 (町外へ引越しをするとき) 西原町 → ○○市へ		
転居届 (町内で引越しをしたとき) 上原○○番地 ↓ 幸地○○番地	◎世帯の一部の方が転居する場合は、 本人からの委任状 ◎通知カード ◎住民基本台帳カード・個人番号カード (保有している方のみ) ◎在留カード、特別永住者証明書 (外国人住民の方)	

※一時的な就学(大学等)・就労の場合であっても、1年以上家族のもとを離れて別の場所に住む場合は**住民票の異動届が必要**です。

※別世帯の方(例：県外に住む家族等)が転入届を出した後に、住民票を請求する場合も、本人からの委任状が必要となります。

※通知カードと一緒に送付された個人番号カード交付申請書に記載されている氏名や住所などに変更がある場合、その申請書は使用できません。新しい情報を反映させた申請書を交付しますので、町民課の窓口へお越しください。

※不明な点がありましたら、町民課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 総務部町民課 住民係 ☎945-5012

西原生まれ西原育ちの スタッフががんばっています!!

無料見積!! 無料相談!!

西原町補助金制度20万円もらえます!!

塗装・防水・補修 リフォーム工事の専門店!

建築士・自社職人のいるリフォーム店

TEL 098-945-7170

西原町字兼久 261-2 ちゅら工房

ちゅら工房見てください

ゴールデンウィーク期間中のごみ収集について

ゴールデンウィーク期間中のごみ収集日程は、次のとおりです。ご注意ください。引き続き、ごみの減量化やリサイクルのため、分別の徹底にご協力ください。なお、資源ごみについては、祝日及び振替休日は収集していませんので、ご協力をお願いします。

	4月29日 (土) 昭和の日	4月30日 (日)	5月1日 (月)	5月2日 (火)	5月3日 (水) 憲法記念日	5月4日 (木) みどりの日	5月5日 (金) こどもの日	5月6日 (土)
もえるごみ			通常どおり	通常どおり		通常どおり		
もえないごみ	通常どおり				通常どおり			通常どおり
危険ごみ	通常どおり				通常どおり		休み	通常どおり
粗大ごみ	通常どおり				通常どおり			通常どおり
資源ごみ			通常どおり	通常どおり	休み	休み		

【お問い合わせ】 総務部生活環境安全課 環境保全係 ☎945-5018

町内相談機関 ～悩みは抱え込まず、お気軽にご相談ください～

なんでも相談 (窓口相談) 生活に関わること、どこに相談したらいいかわからないことなどの相談を受けます。

相談日時 4月4日(火)、4月18日(火)
10時～16時(12時～13時を除く)

相談員 大城 絵美

問合せ 総務部総務課 ☎945-5011

総合相談 日常生活のあらゆる相談に乗ります。曜日ごとに専門の相談員が対応しますので、お気軽にご連絡ください。

※匿名での相談も可。電話相談にも応じています。また、時間外は留守番電話またはFAXで受け付けます。

※予約優先
時間／10時～16時(12時～13時を除く)

月 福祉相談【宮良 律子】…生活のための手段や生活費に関する相談

火 障害福祉なんでも相談【儀間 優子】…障害のある方や、発達が気になる方、その家族などが抱える悩み・困りごとに関する相談

水 司法書士相談【名嘉 章雄(司法書士)】…不動産相続や贈与、借金問題、遺言や公正証書等の相談
(※相談時間：10時～12時)
法律相談【垣花 豊順(弁護士)】…法律に関するあらゆる相談(※相談時間：13時～16時)

木 消費生活相談【大城 恵美】…衣食住に係るすべての契約や多重債務等に関する相談

金 消費生活・家庭相談【玉那覇 良江】…訪問販売、契約のトラブル、サラ金等の借金問題や親子・夫婦間の悩み、近隣トラブルなどの相談

問合せ 西原町社会福祉協議会
☎945-3651 または ☎835-8822 FAX946-6777

教育相談 不登校の児童・生徒や保護者への支援や助言を行います。

相談日時 月～金曜日 8時30分～17時15分
(12時～13時を除く)

相談員 内間安延、佐久川弥生、下地裕子、小波津米子

問合せ 教育相談室(西原町中央公民館内) ☎944-3603

行政相談 国などの行政機関に対する苦情や要望に関する相談

相談日時 随時

相談員 新垣 朝憲

問合せ 行政苦情110番 ☎0570-090-110
総務部総務課 ☎945-5011

人権相談 近所とのトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、離婚、DVなどによる人権に関する相談

相談日時 随時

相談員 新島 悟、仲宗根 好美、與那嶺 等
伊礼 キヨ、下地宏邦、川満ヤス子

問合せ 総務部総務課 ☎945-5011

地域包括支援センター 高齢者やそのご家族などからの介護や保健、福祉に関する相談

相談日時 随時

相談員 玉城、与那嶺、新垣

問合せ 西原町地域包括支援センター ☎882-0117

雇用相談 就職に関するお悩みをひとりひとりにあったかた方でサポートし、お悩みを解決します。

相談日時 随時

相談員 山本、宮城

問合せ 西原町雇用サポートセンター(産業課内)
☎945-4540



お知らせ
西原町社会福祉協議会の職員採用試験(二次)について

【日時】 4月22日(土) 9時30分～
【場所】 西原町社会福祉センター研修室
【科目】 論文試験
詳細は下記に問合せ、または西原町ホームページ(トップページ)↓お知らせを確認してください。
【問合せ】 西原町社会福祉協議会 ☎945-3651

第20回チャリティー展示即売会について

収益や寄付金等は、人材育成支援事業の一部に充てます。
【日時】 4月14日(金)～16日(日) 9時～22時(最終日は20時まで)
【場所】 サンエー西原シテイ1階 食品館側コート
【展示品】 陶器・ガラス・絵画・書道・手工芸品等
【問合せ・主催】 NPO法人西原町人づくり支援の会 事務局・小波津 TEL0707054167688

シルバー人材センター会員募集について

【対象者】 西原町内に居住する健康で働く意欲のある、おおむね60歳以上の方
【入会説明会】 毎月第4金曜日(祝日の場合は前日) 14時、シルバー人材センター事務局
【仕事内容】 大工・左官・溶接の技能分野の職種、除草・屋内外清掃・女性を中心にした家事援助など。
【問合せ】 (公社)西原町シルバー人材センター ☎944-1699

土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

みなさまからいただいた募金(84万3558円)を(一財)沖縄県健康づくり財団をとおして、結核予防会へ募金しました。ご協力ありがとうございました。

平成28年度結核予防十字シール募金運動のお礼について

【縦覧できる方】 西原町内に所有する土地や家屋にかかる固定資産税の納税者または代理人
【必要なもの】 運転免許証等本人であると確認で

きるもの。代理人の場合は、納税者からの委任状と運転免許証等、代理人と確認できるもの。
【縦覧期間】 4月3日(月)～5月1日(月)(土日祝日を除く) 8時30分～17時15分(昼休みを除く)
【問合せ・縦覧場所】 総務部総務課 資産税係 ☎945-4729

春の全国交通安全運動について

運動スローガン 「青信号、しっかりとくにん わたろうね！」
春の全国交通安全運動が4月6日から4月15日まで行われます。
全国重点目標
①歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
②後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシート正しい着用の徹底
③飲酒運転の根絶
沖縄県重点目標
二輪車の交通事故防止
町民一人一人が交通ルールを守り、交通マナーを実践し交通事故の防止に努めましょう。

「交通事故ゼロを目指す日」平成29年4月10日(月)

【問合せ】総務部生活環境安全課 生活安全係 945-5018

農地を所有(使用)している方へ

農地について、所有権や賃借権などの権利を持っている者は、農業上の適正かつ効率的な利用を確保する義務があります。(農地法第2条の2)

適正かつ効率的な利用の例

1. 自分で耕作する
2. 他者に貸して耕作してもらう

ご自身で借り手を探した場合、農地法に基づく手続きが必要となります。また、借り手が見つからない場合、仲介する機関として農地中間管理機構(公的機関)があります。耕作をせずに、長期間農地を放棄すると、所有者にとって不利益になる場合があります。
例1) 不法投棄がされやすくなる
例2) 草木が繁茂し、隣地住民とのトラブルになる
例3) ハブなどが住み着くようになり、地域とのトラブルになる
例4) 農地に復元するために多額の費用が発生する可能性がある

農業生産の基盤であり、限られた資源である農地を守り後世に残すため、自分で耕作ができない、今後どうしていいかわからない場合など、そのままにせずに下記までご相談ください。

【お問い合わせ】 西原町農業委員会 ☎945-5281



生涯学習だより

生涯学習課 Tel.945-5036
 中央公民館 Tel.945-3657
 町民体育館 Tel.945-8095
 坂田児童館 Tel.944-6308
 西原児童館 Tel.945-4393
 西原東児童館 Tel.944-0976

第252号 平成29年4月1日

平成28年度 琉歌碑巡り ～沖縄本島南部コース～



2月26日(日)、講師に垣花武信氏を迎え、琉歌碑巡り(沖縄本島南部コース)を開催しました。午前中はあいにくの雨のため、車中からの説明でしたが、午後にはその雨も上がり、歌碑の前で新垣和則氏の歌・三線も交えたものになりました。そして、玉城青少年の家の施設をお借りし、例年好評を博しています伊志嶺忍氏の踊りを鑑賞し、沖縄の歴史・文化に触れました。参加者からも「ぜひ次回も参加したい」旨の感想を多くいただきました。

初心者 → 水彩画講座

◆ 申込期間：4月3日(月)～4月17日(月) ◆

◆ 日 時 4月25日(火)～6月27日(火)
14:00～16:00
※毎週火曜日

◆ 場 所 西原町中央公民館 第2研修室

◆ 対 象 者 西原町在住・在勤・在学的水彩画 初心者

◆ 講 師 山田 武 氏(アトリエ杜)

◆ 材 料 費 100円(画用紙代)

◆ 持 ち 物 筆記用具

◆ 注意事項 筆・絵の具などの道具は、第1回目の講座受講後、講師の指示に従い、準備してください。

◆ 申 込 西原町中央公民館の窓口で受付中

先着 20名

☆第36回西原町少年剣道大会結果☆ 1/15(日)

基本競技の部	金 賞	銀 賞	銅 賞
	大城えみり	知念 李樹	米城 和花
試合の部	1位	2位	3位
小学初級の部	手登根湊奈	知念 椿	野原 玲
小学中級の部	與那嶺加菜	玉寄みくに	知念 武玖
小学上級の部	友利 遙仁	手登根煌青	山入端 真
中学生の部	玉寄 英慈	手登根愁汰	大城 青空

☆第33回西原町なぎなた大会結果☆ 1/15(日)

基本競技	敢闘賞	優秀賞	優良賞
小学生以下	のほら ななえ	野原 徹人	池原ともせ
中学生の部	小谷 春歩	小波津笑里	仲宗根百杏
演技競技	敢闘賞	優秀賞	優良賞
親子の部	金城 げんた・千晶	與古田 香音・うらら	石垣 海音・喜根生
友達の部	仲宗根瑠花 新田 彩乃	伊地ゆきな 金城 胡晴	砂川 未依 砂川 奈央
試合競技	1位 (モンスターチーム)		2位 (ワンピースチーム)
団 体	與古田・宮平 平安名・下地・山田		奥山・瀬長・宮平 金城・仲宗根

坂田児童館 (☎ 944-6308)	西原児童館 (☎ 945-4393)	西原東児童館 (☎ 944-0976)
<ul style="list-style-type: none"> ●防犯ビデオ会 13日(木)、14日(金) 14:00～15:00 ●こいのぼり掲揚式 26日(水) 10:00～11:30 マミーキッズ・坂田幼稚園生対象 	<ul style="list-style-type: none"> ●草ぬき会 15日(土) 10:00～12:00 ●マミーキッズスタート 19日(水) 10:30～12:00 ●防犯ビデオ会 22日(土) 14:00～15:00 	<ul style="list-style-type: none"> ●4月だよ！全員集合レクあそび 15日(土) 14:00～16:00 ●こいのぼり掲揚式 21日(金) 10:00～11:00 マミーキッズ、西原東幼稚園生対象 ●トランポリン 26日(水) 15:00～16:30

平成29年度 マミーキッズ募集

月の行事制作や親子リトミック、親子体操、運動会、クリスマス会など、たくさんの行事があります。親子で楽しみませんか？毎週水曜10:30～12:00に各館で活動しています。
 ※要申込み お近くの児童館までお問い合わせ下さい♪

平成29年4月さわふじ未来ホール 催物ご案内							
開催日	催物名	開場	開演	終演	料金	主催者	問合せ
29日(土)	琉球箏曲保存会創立60周年記念式典公演	14:00	15:00	20:00	2,000円	琉球箏曲保存会	090-7290-5578(山内)
30日(日)	アーツピアノアカデミー発表会	12:00	13:00	16:00	無料	アーツピアノアカデミー	098-887-1401

と じよ かん 図書館 だより

にし はら ちょう りつ と じよ かん
第150号 西原町立図書館
 TEL.944-4996 FAX.944-4997
 ホームページ: <http://library.town.nishihara.okinawa.jp/>
 EX-メール: library@town.nishihara.okinawa.jp



西原町立図書館マスコットキャラクター
サワフジ ウンタマギール

西原町立図書館カレンダー 平成29年4月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	30	24	25	26	27	28
						29

印の日は休館日です。

平成29年2月の統計

開館日数	2月は、図書館システム交換と蔵書点検による休館のため、統計がありません。
来館者数	
貸出点数	
1日平均貸出点数	

【開館時間】
 ①火～金 (午前10時～午後7時)
 ②土・日 (午前10時～午後5時)



～本で世界を旅しよう～



「こどもの読書週間」
 【期間】4月21日(金)～5月17日(水)

1959年(昭和34年)に「子どもたちにもっと本を」という願いから「こどもの読書週間」は始まりました。『小さいときから本を読む楽しさを知っていること』は、こどもの成長にとってとても大切なことです。また、『本を読む週間は、心を豊かにします』。この期間は、大人が子どもに本を手渡す、いい機会でもあります。西原町立図書館では期間中、児童向けの本やポスター等の展示、5月には読書週間の関連事業として、子ども向けの公演会も予定しています。お楽しみに!!

「世界のしおり」展

◆ 期間 / 4月21日(金)～5月17日(水)

◆ 場所 / 1階閲覧室

読書途中の目印として、書物の中に静かにたたずむ、「しおり」。この先、この本は、どのような展開を繰り広げていくのだろうか、期待と好奇心をつなげてくれる、大切な読書の「必須アイテム」です。町立図書館を訪れ、いろいろなしおりを見比べて楽しんでみませんか。

【新着本の案内】(児童)

	書 名		書 名		書 名
1	大型絵本 三びきのやぎのがらがらどん	7	ローラとつくるあなたのせかい	13	「悩み部」の成長と、その緊張。
2	ねこどけい	8	いもうとガイドブック	14	ヒックドラゴン 12(上・下)
3	ちびころおにぎりななみはな	9	なつみはなんにでもなれる	15	外来生物ずかん
4	ノラネコぐんだんパンこじょう	10	ゆびたこ	16	につぼんのおかず
5	ノラネコぐんだんおすしやさん	11	いのちのはな	17	につぼんのおやつ
6	ケチャップマン	12	アラルエン戦記 2～9	18	作業療法士の一日

～ 他にも新着本を取りそろえています。西原町立図書館のホームページで検索・ご確認ください ～

= 「利用者カード」の更新手続きについて =

まだ更新手続きをされていないカードは、去る3月31日で、有効期限がきれています。4月からの利用には、「利用者カード」の更新が必要です。詳しくは、3月号の「広報にしはら」をご覧ください。また、更新時には電話番号の確認も行います。

定期行事

おはなし会	4月 第2土曜日	日時	4月8日(土) 11時	場所	おはなしのへや
	4月 第4日曜日	日時	4月23日(日) 11時		
上映会	4月 第3日曜日	日時	4月16日(日) 11時	場所	集会室

※【定期行事】は、その週で行事が重なる場合には変更がありますので、ご了承ください。